相続アドバイザー養成講座 オンライン体験講座

どれがいいの?遺言、信託、生前贈与 ~相続対策のメリットと注意点~

> NPO相続アドバイザー協議会 専務理事 司法書士田中康雅事務所 **司法書士 田中康雅**

1 遺産分割は均分時代

明治・大正・戦前

家督相続

(戸主以外 遺産相続)

戦後~

遺産相続

法律上 均分相続

意識 家督相続→長男相続

現在

遺産相続

法律上 均分相続

意識 長男相続

→ 均分相続へ

均分相続化の背景

- ▶ 権利意識の拡大
- ▶ 終身雇用制の崩壊、不景気、今後の見通しが立たない
- ▶ 現役世代の資力の低下
- ▶ 情報供給量増大
 - ✓ 書籍
 - ✓ テレビ
 - ✓ インターネット

相続対策の必要性

何もしなければ

遺産分割協議

→相続人全員の合意 (均分相続の意識)

争いになれば

調停

審判

→法定相続分

相続対策の必要性

- ①遺言
- ②生前贈与
- ③信託

2 民法改正で遺言の見直し

遺言制度に関する改正

従前

自筆証書遺言は全部手書き 自筆証書遺言は、保管方法規定なし 自筆証書遺言は、検認手続必要 間違い、大変 偽造変造・紛失。存在・・ 面倒、時間かかる

改正

- ① 自筆証書遺言の方式緩和 (2019.1.13)
- ② 遺言執行者の権限の明確化(2019.7.1)
- ③ 自筆証書遺言の保管制度の創設(2020.7.10)



自筆証書遺言の作成推進

①自筆証書遺言の方式緩和

- (1) 施行日 2019年1月13日 (施行日以降の遺言書作成に限る)
- (2) 自筆証書遺言の要件緩和(改正民法968) 遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、要押印

 \downarrow

要件緩和

相続財産目録を添付する場合には、目録につき自書でなくても可 (目録の毎葉に署名押印が必要)

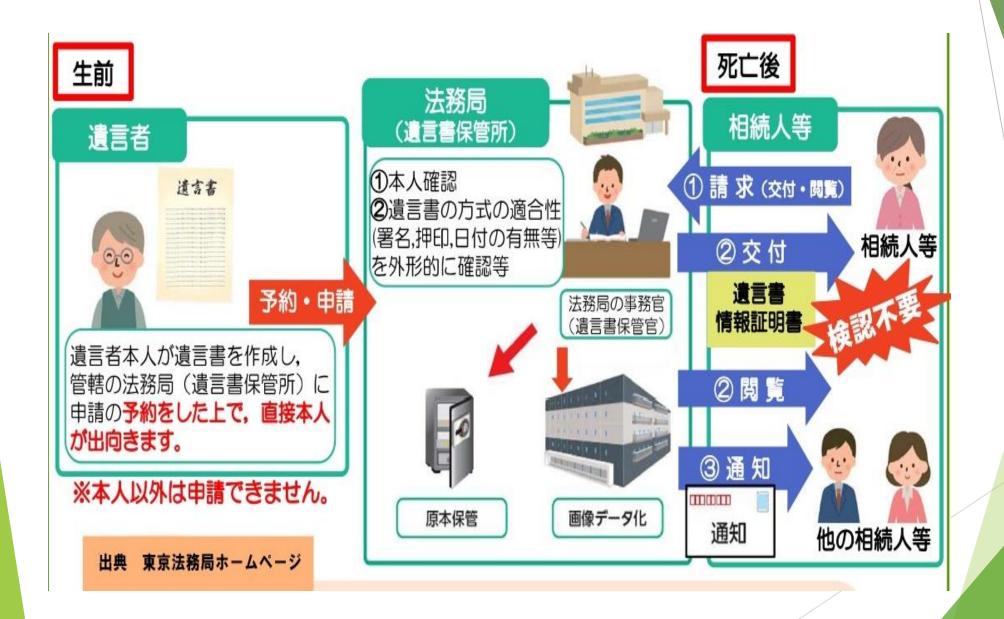
(3) 様式

- ①パソコン等で相続財産の目録を作成
- ②遺言者が他人に相続財産目録を作成
- ③相続財産を特定する書類を添付 (例,不動産登記事項証明書,預貯金通帳等)

③自筆証書遺言の保管制度

- (1) 施行日 2020年7月10日
- (2) 改正前の現状 自筆証書遺言の保管方法規定なし
- (3) 問題点
 - ・遺言書紛失・亡失のおそれ
 - ・相続人により遺言書の破棄・隠匿・改ざんのおそれ
 - これらの問題により相続をめぐるトラブルのおそれ
- (4) 法務局における自筆証書遺言の保管制度創設による効果
 - ・遺言書の紛失や隠匿等の防止
 - ・他人に遺言書を見られることがない
 - ・遺言書の存在の把握が容易
 - ・検認が不要

自筆証書保管制度全体図



遺言書の閲覧



遺言書閲覧請求

モニター閲覧

すべての遺言書保管所(法務局)

原本閲覧

原本保管所(法務局)のみ

生前

遺言者本人のみ

死亡後

相続人等

他の相続人へは通知

遺言情報証明書

- ・遺言者の死亡後のみ請求可
- ・全国の遺言書保管所(法務局)
- ・他の相続人への通知あり
- ・相続手続きに使用



遺言書情報証明書

遺言者		
氏名	遺言 太郎	
出生の年月日	昭和〇年〇月〇日	
住所	○○県○○市○○町○丁目○番地○	
本籍又は国籍(国又は地域)	○○県○○市○○町○丁目○番地	

遺言書				
作成の年月日	令和2年7月10日			
保管を開始した年月日	令和2年7月20日			
遺言書が保管されている 遺言書保管所の名称	○○法務局			
保管番号	H0101-202007-100			
受遺者等 (遺言書に記	■ 載された法務局における遺言書の保管等に関する法律第9条第1項第2号に掲げる者)			
氏名又は名称	甲山 花子			
住所	○○県○○市○○町○丁目○番地○			
遺言執行者等 (遺言書に記	■ 数された法務局における遺言書の保管等に関する法律第9条第1項第3号に掲げる者)			
氏名又は名称	東京 和男			
住所	○○県○○市○○町○丁目○番地○			

・この後、遺言書の写しが続く

整理番号 ア000001

自筆証書遺言の普及による効果

自筆証書遺言による書き換え容易

先の公正証書遺言 vs 後の自筆証書遺言

〇(遺言が有効な場合)

将来的には遺言調査必須か?

改正民法 遺留分

改正前 遺留分減殺請求 共有

改正後 遺留分侵害請求

金銭債権

改正前 遺留分減殺請求

9000万円





長男全部



➡ 長男3/4







長男全部



長男3/4

遺留分減殺請求



遺留分減殺請求



二男 1/4

改正後 遺留分侵害額請求

9000万円



1000万円





管理コスト 税金等負担

長男全部

合計1億円

遺留分侵害額請求



二男 1/4 2500万円金銭債権

遺言の見直し

「全ての財産を長男に」 優良資産、<u>不良資産含め</u>すべて長男 (改正前 遺留分減殺請求→共有)

遺留分侵害請求により

お金だけ次男(優良資産) 管理の問題、税金等コスト負担

資産の仕分け、遺言の見直し必要!

たとえば

「優良土地は長男、地方荒地は共有、遺留分侵害額請求相当額の現金を次男」

遺言と贈与

遺言

被相続人の最終意思の尊重**(単独の意思表示)** 死亡時に権利移転 <u>死ぬまで遺言者のもの</u>

贈与

当事者双方の合意 原則 贈与契約時に権利移転 贈与時にもらった人のもの

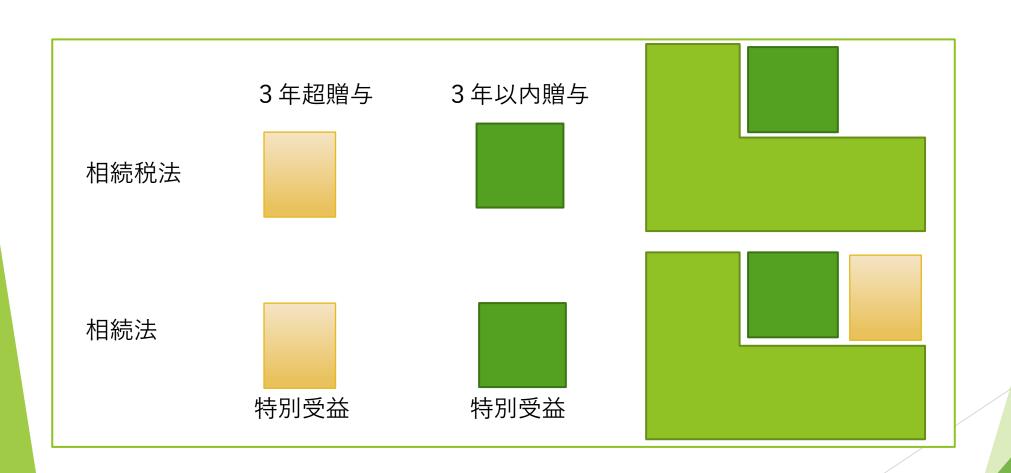
3 生前贈与って効果あるの?

①生前贈与

税法上 贈与税相続税課税対象財産から除外 ただし、相続開始前3年以内の財産を取得した人への贈与は生前贈与加算 この場合贈与税額控除

法律上 相続人への生計の資本贈与は特別受益として計算上相続財産へ持戻し 相続開始前3年かどうかは関係なし

相続税法と相続法



②110万円非課税贈与

税法上 受贈者1人につき年間1110万円まで非課税。

相続開始前3年以内の相続財産取得者への贈与は相続財産に持ち戻し。

相続開始前3年を超えれば持ち戻ししない。

財産を取得しない孫、相続人の配偶者等への贈与は持ち戻ししない。

*

受贈者が多いほど、年齢が若い時から継続するほど、節税効果あり

法律上 相続人への生計の資本贈与は特別受益として計算上相続財産へ持戻し 相続開始前3年かどうかは関係なし

③相続時精算課税贈与(子、孫への贈与 2500万円まで非課税)

税法上 相続の際に相続税の課税対象財産として<u>贈与時の時価</u>で持ち戻す相続開始前3年かどうか不問値上がりが予想される財産においては効果がある可能性次世代へ資金シフトしたい場合110万円の非課税枠が使えなくなる

法律上 相続人への生計の資本贈与は特別受益として計算上相続財産へ持ち戻し どうしても承継したい資産がある場合 ex事業用土地、自社株

特別受益の持ち戻し免除

法律上 原則 特別受益は計算上相続財産へ持ち戻す

- ① 持ち戻し免除の意思表示(贈与契約書等に明記が望ましい)⇒相続財産に持ち戻さない(遺留分侵害額請求の場合を除く)
- ② 改正前 10年超前の特別受益は遺留分侵害請求の計算基礎に参入 改正後 10年超前の特別受益は遺留分を算定するための財産の価額に原則参入しない

特別受益の持ち戻し免除の意思表示を含む贈与をすれば、

- ① 遺産分割協議の対象からはずれ、
- ② 贈与後10年超の場合原則遺留分侵害額請求をされない。 (遺留分権利者に損害を加えることを知っていた場合を除く)

早めの贈与の推奨

4 遺言 vs 生前贈与

(1) 相続人通知編 → 遺留分侵害請求リスク

(最長で相続開始から10年)

1) 遺言

遺言共通 遺言内容を遺言執行者から相続人へ通知する義務 財産目録の作成、交付義務 自筆証書遺言保管制度 閲覧、証明書⇒他の相続人へ通知

2) 生前贈与

他の相続人へ通知義務なし

(相続時精算課税制度等相続税申告義務がある場合あり)

遺言書の保管に関する通知

他の相続人等への通知

- ▶ 遺言者死亡後の遺言書閲覧
- ▶ 遺言書情報証明書

遺言書の保管に関する通知

下記の遺言者の申請に係る遺言書を保管している旨を通知します。

遺言者の氏名	遺言 太郎
適営者の出生の年月日	昭和〇年〇月〇日
適言書が保管されている 適言書保管所の名称	○○法務局
保管番号	N0101-202007-100

【注意事項】

- 本通知は、法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号)第 9条第5項等の規定により、遺言者の相続人並びに遺言書に記載された受遺者等(遺言書 に記載された司法第9条第1項第2号に掲げる者)及び遺言執行者等(遺言書に記載され た同項第3号に掲げる者)に宛てて行うものです。
- た同項第3号に掲げる者)に宛てて行うものです。
 2 あなたは、上記過言書について、その閲覧又は過言書情報証明書(過言書の内容を確認することができる書面)の交付の請求をすることができます。必要な書類等の詳細については、法務省部(http://www.moj.go.jp/MINJI/min.ji03_00051.html)を御覧ください。なお、本通知は、遺言書の閲覧又は遺言書情報証明書の交付の請求をするために利用する書類です。
- 3 適言書の閲覧又は適言書情報証明書の交付の請求には、あらかじめ適言書保管所(法務局)に手続のための日時を予約していただくことが必要です。

会和○年○月○日

〇〇法務局



(2)撤回、書き換えリスク編

遺言
 あり(後の遺言が有効)

2) 書面による生前贈与 なし(登記等対抗要件具備が望ましい)

(3) 遺留分編

1) 遺言

遺留分を算定するための財産の価額に参入する

2) 相続人への生前贈与(特別受益)

相続開始前10年以内 遺留分を算定するための財産の価額に参入する

相続開始前10年超

原則 遺留分を算定するための財産の価額に参入しない

例外 双方遺留分権利者に損害を加えることを知っていた場合、

遺留分を算定するための財産の価額に参入する

「遺留分権利者に損害を加えることを知っていた」どうかは、

贈与財産の全財産に対する割合だけではなく、贈与の時期、贈与者の年齢、健康状態、職業などを要素とし将来財産が増加する可能性が少ないことを認識してなされた贈与であるか否かで判断すべきである。とした過去の判例あり

(4)費用編

- 1) 遺言
 - ① 作成費用 公正証書遺言 数万円~ (財産価格による)

自筆証書遺言 0円~

② 手続費用 遺言執行手数料

不動産登記登録免許税 評価額×0・4%(相続人以外2%)

司法書士手数料

③ 税金 相続税

- 2) 生前贈与
 - ① 作成費用 公正証書以外原則0円
 - ② 手続費用 登録面免許税 評価額×2%

不動産取得税 土地 評価額×3%(1.5%)

建物 評価額×4% (3%)

司法書士費用

③ 税金 贈与税

(5) 税金編

1) 遺言

相続税 (相続財産総額1億円,相続人1人の場合)

- ① 基礎控除3000万円+600万円×法定相続人の数(1人)
- ② 税率・控除額(相続人1人のみ、1億円以下 30%-700万円)

(1億円-3600万円)×30%-700万円=1220万円

2) 生前贈与

贈与税(贈与財産1億円、子1人への贈与の場合)

- ① 基礎控除110万円
- ② 税率・控除額(4500万円超の場合 55%-640万円)

 $(1億円-110万円) \times 55%-640万円 = 4799.5万円$

4 遺言 vs 生前贈与 まとめ

遺留分を考えると先に贈与に軍配が上がる可能性あり。 相続人への通知編

10年超前の贈与は原則遺留分侵害請求されない。

税負担を考えると遺言の方が有利な多い。

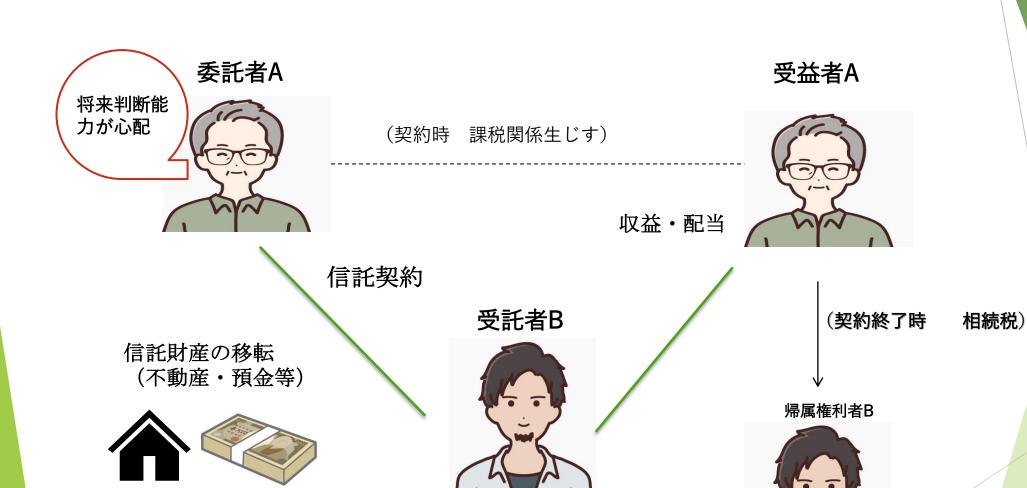
一括の贈与で贈与税が高いならば、暦年贈与で税コスト軽減

贈与は贈与者と受贈者の双方の合意なので、 関与していない相続人がいる場合の心理的疎外感は考慮したい (受遺者主導の遺言も実質はそれに近いものあり)

相続人全体の状況を把握し、法律面、税務面の知識だけでなく、相続人の心情等を考慮し、それぞれの専門家と連携しながら、相続アドバイザーとしてご相談を受けることが望ましい。

信託

信託の目的 信託終了 受託者の適切な財産の管理運用処分、受益者の生活支援受益者の死亡



信託財産の管理・運用・処分

信託

- (0)委託者と受託者の契約(形式上権利移転)
- (1) 相続人への通知 原則なし

(信託終了時は清算受託者は受益者及び帰属権利者に承認要する規定あり)

- (2) 書き換えリスク編 なし (要 登記等対抗要件具備)
- (3) 遺留分 遺留分侵害請求される場合あり
- (4)費用編 公正証書 公証人手数料(専門家費用発生の場合あり)

公正証書以外 原則 0 円 (専門家費用発生の場合あり)

登録面免許税 土地 評価額×0.3%(0.4%)

建物 評価額×0.4%

不動産取得税 契約時発生しない

専門家費用

- (5) 税金 原則 相続税(委託者兼受益者で受益者死亡の場合)
- (6) 遺言代用機能あり

5 信託は終了が大事

被相続人の財産から離れ、信託財産となる

先の遺言 vs 後の信託

O

先の信託 vs 後の遺言

(遺言の対象とならない)

信託契約の中で受益者が亡くなった場合を定めること可 →遺言と同等の機能(遺留分侵害額の可能性)

相続トータル的なアドバイスが大切です

遺言 VS 贈与 VS 信託

	遺言	贈与	自益信託
形態	単独行為	贈与者受贈者契約	委託者受託者契約
所有権移転	死亡時に受遺者	受贈者	受託者へ形式移転
処分権限	死亡まで遺言者	受贈者自由	受託者契約範囲内
登録免許税 相続人	0.4%	2 %	契約時0.3%(0.4%)
不動産取得税	原則かからない	3%(4%)	原則かからない
相続税・贈与税	相続税	贈与税	相続税
相続人への通知	執行者(法務局)	不要	不要(終了時一定者承認)
遺留分侵害額請求	あり	あり (10年超原則なし)	可能性あり
世間の理解度	あり	あり	乏しいが徐々に浸透中

相続アドバイザー協議会 養成講座

	1	講座No.	講 座 名	講座 内容	講師
	指定期	第①講座 基礎編	相続は心のコンサルティング 相続実務の心がまえ	均分相続は平等相続/平等は公平にあらず/資格と 人格は車の両輪/相続実務に必要な三つのセンス/ 相続は親の子育ての集大成/人間力を高める方法	(有)アルファ野口 代表取締役 野 口 賢 次
オン	F(1ヶ月) 何回でも視	第②講座基礎編	養成講座をスタートするに当たっての 相続の基礎	相続人と相続分/相続に係る各税目/ 相続法と税法の違い/各講座の位置づ け	税 理 士 不動産鑑定士 佐 藤 健 一
		第③講座 法律編	相続人の確定と相続財産の確定	相続人の確定/戸籍基礎知識/相続財 産目録	司法書士 田 中 康 雅
		第④講座 税務編	相続税の計算方法	相続税の計算のやり方を実例で学ぶ /計算上の特例の説明 ほか (税金計算末経験の方が対象です) 電卓ご持参	税 理 ± 佐 藤 治 夫
		第⑤講座 税務編	財産評価基本通達による 土地評価及び小規模宅地等の特例	相談税土地評価の基本/路線価方式における土地評価 事例/小規模宅地等の特例の概要と適用要件/土地評価から小規模宅地の特例までの流れ 電車ご持参	税 理 士 不動産鑑定士 佐 藤 健 一
	指定期間中(1ヶ月) 何回でも視聴可	第⑥講座 法律編	〜遺言者の思いを実現するための〜 「遺言書作成と手続きの要点」	遺言書作成のための基本事項/相続後、争い を防ぐための工夫とは/相続法改正による作成上の注意点/遺言執行者の実務 ほか	行政書士 阿部惠子
ソ		第①講座 法律編	遺産分割の実務と 遺言相続登記手続き	遺産分割協議書の作成/遺言・遺産分割による相続登記/相続分譲渡 ほか	司法書士 田中康雅
EB) 講座		第⑧講座 法律編	成年後見制度と相続コンサル	成年後見制度を知ることの重要性/法 定後見と任意後見のポイント/意思能 力を見据えた相続対策/後見の現場	行政書士 中 條 尚
		第9講座法律編	借金と相続対策	マイナス財産の相続対策とは/相続の 承認・放棄制度の概要と現状/相続放棄 ・限定承認手続き選択のポイント ほか	司法書士 椎 葉 基 史
	指定期間	第⑩講座 不動産実務編	不動産実務コンサル事例	不動産取引事例から学ぶ相続の意味/相続 問題における不動産の壁/不動産コンサル タントと相続アドバイザーの違い ほか	(株)クレア 代表取締役 志 村 孝 次
	7	第①講座 不動産実務編	相続と測量	境界と測量に関する基礎知識/道路に 関する基礎知識/測量の勧め/土地を 物納する際の注意点	別 量 ± ±地家屋頭査士 髙 橋 一 雄
	-	第⑫講座 税務応用編	相続対策に欠かせない 贈与と譲渡のトリセツ	人生100年時代生前に渡すか、死んでから渡すか?/妻のへそくりは妻のものか? / 贈与の時効/生前に売却するのと相続後 に売却するのとではどちらが得?ほか	税 理 ± 遠 山 順 子
	何回でも視聴可	第⑬講座 保険実務編	相続対策における生命保険の役割	生命保険契約と税金の関係/契約内容の変更 と税金の関係/生命保険契約に関する権利と 税金の関係/相続対策における生命保険の5 つの魅力/相続対策としてのケース別活用法	CFP® 立川F P事務所 向藤原 寛
対面講	表紙	第⑭講座 相続実務編	相続計画と資産運用のポイント	30年周期で起きる相続を/資産承継 /資産形成/資産運用/資産保持の時 間軸で考える方法/ほか	(株)シナジーブラス 代表取締役 亀 島 淳 一
	表紙日程参照	第15講座 法律編	争族にならないための法律知識	トラブルの実例から、遺産分割を学ぶ/ 何故、争続になるのか/寄与分/特別受益の持ち戻し/改正相続法をふまえて	# 護 ± 江 口 正 夫
坐			懇親会」開催(第15講座修了後/希望者のみ)		
(同時生	表紙日程参照	第億講座 法務編	信託を活用し全体最適を達成する 相続前後の発展業務	生前対策の6分野とは/信託の仕組みと 位置づけ/信託の価値の伝え方と検討事 例/プレゼンテーション・ノウハウの基礎	AA
12		第①講座 相続実務編	相続アドバイザー(SA)として できること、できないこと、注意すべきこと	相談者の立場からSAの必要性を考え てみる/SAのできることに落とし穴 がないかを考えてみる ほか	
賃		第®講座 相続総括編	事例からみる 相続アドバイザーの実務	相続知識をどの様に活かすか/本業パリューアップのポイント/ネットワークの生かし方 ほか	(有)グッドタイム 代表取締役 平井利明

基礎編

◇SAの理念:相続アドバイザーに必要不可欠な理念・心構え(第①講座)

◇相続全体像:相続法基礎·相続税法基礎(第②講座)

